

暴風・大雨・大雪警報の発令と解除について

- 1 名古屋市に暴風警報が発令されたとき
 - (1) 午前6時までに警報が解除されたとき
⇒ 平常通りの授業を行う。
 - (2) 午前6時以降午前11時までに警報が解除されたとき
⇒ 午後の授業を行う。生徒は午後1時までに登校し、指示に従う。
 - (3) 午前11時を過ぎても警報が解除されないとき
⇒ 当日の授業を中止する。
 - (4) 登校途中で発令を知ったときは、すぐ帰宅する。

- 2 名古屋市に大雨・大雪警報が発令されたとき
 - ・ 本校学区に避難勧告が発令されていない場合は、学校から連絡がなければ平常通り登校する。ただし「登校することが危険である」と保護者が判断した場合は、自宅で待機し、学校へ連絡する。

- 3 本校学区に避難勧告が発令されているとき
 - ・ 暴風警報と同様の扱いとなる。

- 4 前記1.2.3が在校中に発令されたときは、学校の指示に従って行動する。
状況に応じて保護者に「引き取り」をお願いする。
なお、下校に際しては通学路の安全を確認し、原則としては通学路を下校する。